



第55回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時00分

場所

東京都文京区大塚一丁目5番23号
”嘉ノ雅”茗溪館 2階
茗溪

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

ジオスター株式会社

証券コード 5282

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

目次

- 第55回定時株主総会招集ご通知 1
- 事業報告 5
- 連結計算書類 26
- 計算書類 37
- 監査報告書 48
- 株主総会参考書類 55

証券コード 5282

2024年6月4日

(電子提供措置の開始日 2024年5月31日)

株 主 各 位

東京都文京区小石川一丁目4番1号

ジオスター株式会社

代表取締役社長 堀 田 穰

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第55回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.geostr.co.jp/ir/library/list/?pca=4>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄（会社名）に「ジオスター」、または証券コードに「5282」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページ及び4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただけるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都文京区大塚一丁目5番23号
”嘉ノ雅”茗溪館 2階 茗溪
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第55期(自2023年4月1日 至2024年3月31日) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期(自2023年4月1日 至2024年3月31日) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- ◎書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知のみを送付しております。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。下記をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へ出席される場合

1 株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

株主総会へ出席いただけない場合

2 書面による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、ご返送ください。

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時30分到着分まで有効

3 インターネットによる議決権の行使

詳細は次頁をご参照ください。



同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取るか、又は議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスの上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時30分受付分まで有効

複数回行使された場合の
議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合
→インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合
→最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



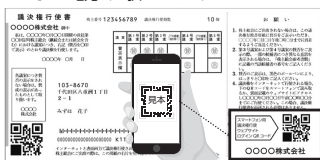
インターネットによる事前の議決権行使



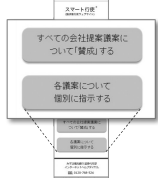
スマートフォン等の場合 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



パソコンの場合 (2回目以降のスマートフォン等の場合)

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

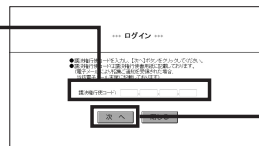
1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック



2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力



「次へ」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力



「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

株主名簿管理人

みずほ信託銀行 証券代行部



0120-768-524

[受付時間]

平日 午前9時～午後9時

事業報告

(自 2023年 4月 1日)
(至 2024年 3月 31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの脱却に伴い、社会経済活動が正常化する中で、物価高の影響から個人消費は持ち直しに足踏みがみられるものの、緩やかに回復しています。しかしながら、生産活動においては自動車メーカーの不正問題発覚に伴う生産停止、能登半島地震の影響等により、低下の動きがみられます。

今後の先行きについては、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、回復基調は維持されると期待されるものの、不安定な国際情勢、エネルギー・原材料価格の高止まり、中国経済の先行き懸念等による海外景気の下振れリスク等により、不透明な状況が継続しておりますが、好調な企業業績を背景に持ち直しの兆しをみせています。

当社グループの属する土木業界につきましては、公共投資が堅調に推移しており、今後の先行きについても、補正予算の効果もあって、底堅く推移することが見込まれます。一方、大型セグメント案件の掘進時期が不透明であることや、鉄筋・セメントをはじめとする諸資材価格の高止まり、人手不足による人件費上昇、2024年問題を契機とした物流費の高騰懸念により、事業環境としては予断を許さない状況にあります。

このような状況下、当社グループは、主力のセグメント製品の競争が激化する中、大型セグメントのみならず、中小セグメントの受注・生産量の積み増しに加え、RC土木製品の受注拡大、徹底した原価低減等の諸施策を進めることで、収益力の強化に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高269億10百万円（前連結会計年度比6.6%増）、営業利益18億31百万円（前連結会計年度比20.3%増）、経常利益18億52百万円（前連結会計年度比20.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、11億2百万円（前連結会計年度比70.8%増）と増収増益となりました。

なお、当社の事業は土木事業単一であるため、事業区分別売上高及び営業の状況は記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した当社グループの設備投資の総額は、5億63百万円となりました。当社橋本工場のプロジェクト対応による設備投資が主なものであります。

③ 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	2020年度 【第52期】	2021年度 【第53期】	2022年度 【第54期】	2023年度 【第55期】 (当連結会計年度)
受 注 高(百万円)	29,958	31,877	15,916	27,687
売 上 高(百万円)	30,149	30,860	25,236	26,910
経 常 利 益(百万円)	1,778	2,214	1,543	1,852
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	891	1,455	645	1,102
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	28.49	46.53	20.65	35.26
総 資 産(百万円)	32,918	35,149	34,545	36,766
純 資 産(百万円)	20,585	21,722	21,884	23,318
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	658.01	694.34	699.51	745.35

(注) 第53期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第53期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は日本製鉄株式会社で、同社は当社の株式14,071千株（間接所有1,342千株を含む。議決権比率45.0%）を保有しております。

当社は親会社より合成セグメント等の生産を委託され、これを納入しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関しては、市場等の客観的な情報をもとに、合理的な判断に基づき公正且つ適正に取引条件を決定し、一般的な取引条件と同様な決定がなされており、非支配株主に不利益を与えることがないよう、適切に対応しております。

また、当社は、その事業活動や経営判断において自主経営を行っており、事業運営面においての独立性を確保しており、当社取締役会としては、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	議決権比率 %	主 要 な 事 業 内 容
ジオファクト株式会社	30	100.0	コンクリート製品の製造、金属加工、 鋼構造物工事

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する土木業界につきましては、公共投資は堅調に推移しており、引き続き補正予算の効果もあり、底堅く推移することが期待されます。一方、物価高騰に伴う諸資材価格の上昇、さらには2024年問題を契機とした物流コストや労務費の高騰、運送車両確保の困難化など今後も予断を許さない状況にあります。

このような状況下、全社員・グループ会社が一丸となり以下の重点課題に取り組んでまいります。

① 総合競争力の強化

当社グループは、鉄筋や輸送費などの価格上昇による事業環境変化に対応しつつ、強靱な収益体質の構築に向け、これまでの事業基盤であった大型セグメントに留まらず、中小セグメントや土木製品における受注の拡大、さらには徹底した原価低減等の諸施策を進めることで、安定した収益構造の構築を図るとともに、営業力、製造力、商品力からなる事業力と安全、品質、環境、人材などの事業基盤の強化を通じて総合競争力の強化を図ってまいります。

② 新規商品の開発・技術提案力の強化

新規分野開拓に向け、新商品の投入や市場ニーズに基づく商品のブラッシュアップを図るとともに、コンクリートと鉄のハイブリッド建材を中心とした差別化製品の開発を行うなど、土木製品の一層の市場開拓強化を図ってまいります。また、同時に当社が得意とする大型・特殊製品を設計に織り込むなど、技術提案力の強化に取り組んでまいります。

③ 女性活躍の推進

女性の管理職への登用など中核人材の多様性確保は、中長期的な成長と企業価値向上に不可欠なものと考えており、当社は子育て世代支援策として、安心して子育てができる育児休業制度や短時間勤務などの制度の拡充を行ってきました。また、2024年4月よりフレックス制度の導入や在宅勤務制度を導入するなど職場環境整備を行っております。

2年後の女性管理職比率7%を目標とし、キャリアを通じて指導的な立場へ、より一層の女性の登用を行ってまいります。

④ 環境保全への取り組み

当社は「地域社会と共生・繁栄する持続可能な企業活動の基盤となる環境保全活動の推進」を運営方針として掲げており、環境保全委員会で半期ごとにレビューを行い、環境保全に取り組んでおります。当社は将来の世代も安心して暮らせる社会をつくる一員として、カーボンニュートラル達成目標を政府指針である2050年から10年前倒しの2040年度の達成に向けて挑戦してまいります。

ジオスターグループは「人の満足を支えること」を使命とし、国民の生活向上に向けたインフラ整備の一翼の担い手として、社会から信頼される企業グループであり続けるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援をお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

土木用コンクリート・金属製品の製造販売並びに工事の請負を主な内容としており、主要取扱製品は、次のとおりであります。

事業区分	製品系列	製品名	用途
土木事業	セグメント	R C セグメント スチールセグメント 合成セグメント	地下鉄道、地下道路、地下河川、上下水道、共同溝等
	R C 土木	コンクリート矢板	排水路護岸、河川護岸、宅地造成の土留壁等
		コンクリートスラブ	栈橋部材、水路蓋、橋梁等
		高強度 P R C 版	空港舗装、道路舗装等
		P C 床版	橋梁
		ボックスカルバート アーチカルバート L 型部材 共同溝 (P C、R C) 防潮堤	下水道、用排水路、共同溝、地下貯留施設等
		モジュラーチ ジオウエアボックス	アンダーパス道路及び水路等
	工事その他	—	鋼材加工製品及び上記附帯工事

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

ジオスター株式会社	本 社	東京都文京区小石川一丁目4番1号
	支 店	北海道支店 (札幌市)、仙台支店 (宮城県仙台市)、名古屋支店 (愛知県名古屋市)、大阪支店 (大阪府大阪市)、九州支店 (福岡県福岡市)
	工 場	東松山工場 (埼玉県東松山市)、茨城工場 (茨城県稲敷市)、君津事業所 (千葉県君津市)、金谷工場 (静岡県島田市)、橋本工場 (和歌山県橋本市)、福岡工場 (福岡県飯塚市)

② 子会社

ジオファクト株式会社	本 社	埼玉県東松山市
	事業所	東松山事業所 (埼玉県東松山市)、金谷事業所 (静岡県島田市)、橋本事業所 (和歌山県橋本市)、和歌山事業所 (和歌山県和歌山市)

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
465 (1) 名	△4 (1) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
280 (0) 名	△3 (0) 名	47.8歳	16.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	150百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 56,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,530,000株 (自己株式 245,101株を含む)
- (3) 株主数 4,588名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	12,729千株	40.7%
阪 和 興 業 株 式 会 社	1,511	4.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,184	3.8
日 鉄 物 産 株 式 会 社	838	2.7
エ ム エ ム 建 材 株 式 会 社	750	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	701	2.2
K I A F U N D 1 3 6	531	1.7
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	429	1.4
入 子 晃 一	298	1.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	286	0.9

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	端 山 真 吾	
取締役副社長	堀 田 穰	
取 締 役	高 松 芳 徳	常務執行役員技術本部長
取 締 役	佐 久 間 靖	執行役員営業本部長
取 締 役	土 岐 敦 司	株式会社丸山製作所社外取締役監査等委員 味の素株式会社社外取締役監査委員会委員長
取 締 役	栗 山 章 司	神東塗料株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	松 木 正 裕	
監 査 役	中 西 謙 介	日本製鉄株式会社厚板・建材事業部厚板・建材営業部長
監 査 役	安 達 次 郎	株式会社熊谷組首都圏支店管理部長
監 査 役	服 部 両 一	

- (注) 1. 取締役土岐敦司氏及び取締役栗山章司氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役安達次郎氏及び監査役服部両一氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役安達次郎氏は、長年にわたり株式会社熊谷組経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役服部両一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は土岐敦司氏、栗山章司氏、安達次郎氏及び服部両一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 2024年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏 名	新役職及び担当	旧役職及び担当
堀 田 穰	代表取締役社長	取締役副社長
端 山 真 吾	取締役相談役	代表取締役社長
佐 久 間 靖	取締役常務執行役員 営業本部長	取締役執行役員 営業本部長

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
藤原 知 貴	2023年6月28日	任期満了	取締役
高木 一 美	2023年6月28日	任期満了	取締役
矢ヶ部 昌 嗣	2023年6月28日	辞任	監査役 日本製鉄株式会社厚板・建材事業部厚板・建材営業部長
石川 敦	2023年6月28日	辞任	監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

取締役土岐敦司氏、栗山章司氏、監査役松木正裕氏、中西謙介氏、安達次郎氏、及び服部 両一氏は当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 補償契約の内容の概要等

当社は、前記「4. (1) 取締役及び監査役の状況」に記載の取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社及び子会社の取締役、監査役並びに執行役員及び重要な使用人を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

(6) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブを付与すべく業績に連動する報酬体系として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月25日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、現金による報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブを付与すべく全額業績に連動する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、業績連動報酬及び退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととします。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外役員を主要な構成員とする役員人事・報酬会議での検討を経て、取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長が各取締役の当該年度における業績・貢献度等を評価し、取締役会で決議された処遇テーブルの上下2等級の範囲内で決定しているため、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

なお監査役の報酬は、取締役に準じた処遇テーブルに基づき株主総会で承認を得た限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬に関する株主総会の決議は、2016年6月28日開催の第47回定時株主総会で、取締役の報酬限度額は年額260百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。2016年6月28日の第47回定時株主総会終結時点の取締役は8名（うち社外取締役2名）、監査役は4名でありました。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2023年6月28日開催の取締役会にて代表取締役社長端山真吾に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の当該年度における業績・貢献度等を評価し、取締役会で決議された処遇テーブルの上下2等級の範囲内で加減算することができるというものであります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社単体経常利益及び連結の親会社株主に帰属する当期純利益に応じた13等級の処遇テーブルに基づき一定の範囲内で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で任期内の各取締役に係る報酬額を決定することとしております。

当該指標については、役員の業績インセンティブの観点から経営・業務執行の成果が直接的に反映できる単体の経常利益、並びに株主への利益還元の観点から、特別利益・特別損失も経営の結果責任であるとの観点から連結の親会社株主に帰属する当期純利益の2つの指標を併用しております。

退職慰労金は、上記で決定した業績連動報酬の月額×支給乗率×役職在位年数により計算した額を退職時に支払うこととしております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当該年度予算に基づき決定し、決算確定後、実績利益で適用すべき等級に差異が生じた場合に、翌年度報酬で精算いたします。

・業績連動報酬にかかる主な指標の実績

	2023年4月～2023年6月報酬		2023年7月～2024年3月報酬
	2022年度予算	2022年度実績	2023年度予算
(単体) 経常利益	1,273百万円	1,550百万円	700百万円
(連結) 親会社株主に帰属する当期純利益	730百万円	645百万円	416百万円

⑤ 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等はありません。

⑥ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	退職 慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	87,100 (9,600)	9,600 (9,600)	63,294 (-)	14,206 (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	26,765 (9,600)	9,600 (9,600)	15,075 (-)	2,090 (-)	4 (3)

- (注) 1. 上記には、2023年6月28日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 報酬等の総額並びに報酬等の種類別の総額（業績連動報酬）には、次の額が含まれております。
複数事業主型確定給付企業年金基金への拠出額
取締役13,050千円（うち、社外取締役は該当なし。）
4. 上記報酬等の額のほか、2023年6月28日開催の第54回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して29,846千円支給しております。
5. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社親会社の子会社から役員として受けた報酬額は7,000千円です。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役安達次郎氏は、株式会社熊谷組の首都圏支店管理部長を兼職しております。
 - ・ 当社は、監査役安達次郎氏の兼職先である株式会社熊谷組との間に製品販売等の取引関係があります。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役土岐敦司氏は、株式会社丸山製作所の社外取締役監査等委員並びに味の素株式会社社外取締役監査委員会委員長を兼職しております。
 - ・ 当社は、取締役土岐敦司氏の兼職先である株式会社丸山製作所並びに味の素株式会社との間に特別な関係はありません。
 - ・ 取締役栗山章司氏は、神東塗料株式会社の社外監査役を兼職しております。
 - ・ 当社は、取締役栗山章司氏の兼職先である神東塗料株式会社との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	土岐敦司	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。
取締役	栗山章司	2023年6月28日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。
監査役	安達次郎	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度に開催された監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	服部 両一	2023年6月28日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、2023年6月28日就任以降に開催された監査役会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・ 取締役土岐敦司氏は、弁護士としての経験、専門的見地より、取締役会において法令を含む企業・社会全体を踏まえた客観的観点で、独立した立場による助言、提言等、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。
- ・ 取締役栗山章司氏は、丸紅建材リース株式会社の代表取締役社長を務められるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の審議に積極的に参画するとともに、当社グループの企業価値の向上に資する発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務執行に関する公正さの確保が困難と認められる事情が判明し、当該会計監査人による監査の継続が不相当であると判断される場合には、会社法第344条第1項及び第3項に準じて、当該会計監査人の解任または不再任並びに新たな会計監査人を選任する議案に関する監査役会の決定を受け、株主総会に提出する方針としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

[内部統制システムについての基本的な考え方]

当社は、「ジオスター企業理念・行動指針」に基づき、企業価値の継続的な向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指す。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努める。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受ける。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管する。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各本部長は、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、組織規程・業務分掌規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。

安全衛生、環境・防災、情報管理、知的財産、品質管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、当該担当部門（各機能部門）が全社横断的観点から規程等を整備し、各本部に周知するとともに、各本部におけるリスク管理状況をモニタリング等を通じて把握・評価し、指導・助言を行う。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「危機管理本部」等を直ちに招集し、必要な対応を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画・事業戦略や設備投資・投融資等の重要な個別執行事項については、経営会議等の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員及び各本部長等が遂行する。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備する。

本部長は、各組織の自律的内部統制システムを整備するとともに、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努める。また、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配付等、社員に対する教育体制を整備・充実し、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに管理本部長及び内部監査室長に報告する。

内部監査室長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各本部における法令及び規程遵守状況を把握・評価し、管理本部長と共有する。さらに、これらの内容についてはリスクマネジメント委員会に報告するとともに、重要事項については、経営会議、取締役会及び監査役会に報告する。

管理本部長は、法令・規程違反の防止策に関し関係部門と協議し、必要な措置を講じる。さらに、業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

(6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、「ジオスター企業理念・行動指針」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底する。

当社は、グループ会社の管理に関して関係会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。管理本部は子会社主管部門として、グループ会社の内部統制の状況を確認するととも

に、必要に応じ改善のための支援を行う。

管理本部長、内部監査室長は、各機能部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価する。管理本部長は、これに基づきグループ会社に対し、指導・助言を行う。

具体的な体制は以下のとおりとする。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

管理本部は、グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上またはグループ会社の経営上の重要事項について、グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険に関する規程その他の体制

管理本部は、グループ会社におけるリスク管理状況につき、グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

管理本部は、グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

二. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

管理本部は、グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、グループ会社に対し報告を求めるとともに、すみやかに内部監査室長に報告する。

当社の親会社との契約・取引条件は、その他顧客との取引における契約条件や市場価格を参考に合理的に決定する。

(7) 監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、本部長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または内部監査室等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、リスクマネジメント委員会等において報告し、監査役と情報を共有する。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等はグループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または内部監査室等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

内部監査室長は、監査役と定期的にまたは必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図る。

管理本部長は、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。

監査役からの求めに応じて、監査役の職務を補助するため使用人を配置する。当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人は監査役の指示の下で業務を行う。当該使用人の人事異動・評価等について、管理本部長は監査役と協議する。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

[反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方]

当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求を断固として拒絶することを基本方針とする。

反社会的勢力による不当要求への対応を統括する部署は管理本部総務部とし、当該部署は平素から反社会的勢力に関する情報収集・管理を行う。また、不当要求防止責任者を選任しており、警察等外部専門機関、顧問弁護士との緊密な連携関係を構築するとともに、緊急時の指導、相談、援助体制を整えている。

(注) 2023年4月1日付で上記「内部統制システムの基本方針」を改定しております。その改定内容は、組織改定に伴う部署名変更であります。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 運用体制

当社グループにおける内部統制システムの運用体制として、内部監査を担当する内部監査室（専任2名、兼務1名）、及び当社各部門・グループ会社における自律的内部統制活動の企画・推進を担当するモニタリング推進者を配置しております。

この体制の下、内部監査室、各部門・グループ会社が連携し、以下のとおり内部統制システムの運用を行っております。

(2) 具体的な運用状況

① 内部統制計画

法令改正や経営環境変化等を踏まえ、3月に当社グループ全体の内部統制計画及び社内監査関係業務スケジュールを策定しております。この計画には年度運営方針、安全・衛生・環境・防災・品質等の機能別計画、内部監査計画及び教育計画が含まれております。

② 自律的内部統制活動

内部統制計画に従い、当社各部門・グループ会社が業務の特性と内在するリスクを踏まえ、自律的に内部統制活動を実施しております。具体的には、社内規程・マニュアル等の整備・教育、自主点検・第三者モニタリングの実行、及びその結果を踏まえた業務の改善等を行います。

事故・災害及び法令違反のおそれのある事実等が発生した場合、当該部門・グループ会社は直ちに管理本部長及び内部監査室長に報告するとともに、関係部門と連携し、再発防止策等の是正措置を講じております。また、これらの事例は、当社グループ内で共有するとともに、各部門・グループ会社において類似リスクの点検を実施しております。

③ 内部監査等

内部監査については、内部統制チェックリスト等の書面による内部統制状況の確認のほか、当社各部門・グループ会社へのモニタリング等を内部監査室が実施しております。

また、内部統制を補完する施策として、当社・グループ会社の社員及びその家族、取引先社員等を対象とした内部通報・相談窓口を設置・運用するとともに、当社・グループ会社において、社員意識調査アンケートを実施しております。

④ 評価・改善

内部統制システムの運用状況については、四半期毎に開催するリスクマネジメント委員会及び経営会議に報告を行い、各部門・グループ会社とも共有しております。

また、各年度の内部統制システムの有効性評価については、内部統制活動の実施状況や内部監査の結果等に基づき、年度末時点における評価結果を取りまとめたうえで、リスクマネジメント委員会、経営会議及び取締役会に報告しております。

これらの評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、内部統制計画に反映しております。

⑤ 教育・啓発

人材育成計画における階層・職種別教育に内部統制に関する講座を設定し、当社及びグループ会社役職員の教育を実施しております。また、管理本部・内部監査室と各部門・グループ会社との対話を通じた内部統制の考え方や職場風土の改善等に関する啓発にも積極的に取り組んでおります。

⑥ 監査役・会計監査人との連携

内部監査室は、監査役と毎月連絡会を実施し、情報共有と連携に努めるとともに、リスクマネジメント委員会において報告及び意見交換を行っております。会計監査人との間ではリスクマネジメント委員会の運営状況や財務報告に係る内部統制の評価結果等について定期的及び必要の都度、報告及び意見交換を行っております。

8. 取締役会の実効性に関する評価

当社はコーポレートガバナンスの継続的な向上のため、各事業年度終了時に取締役会の実効性評価を毎年実施しております。2023年度は2024年3月にアンケートによる自己評価を実施するとともに、取締役会事務局が評価結果の補完を目的とした個別ヒアリングを実施したうえで、結果を取りまとめております。自己評価結果については、取締役会において評価・分析を実施し、取締役会のさらなる実効性向上につなげております。

(主なアンケート項目)

- ・取締役会の運営に関する事項
- ・取締役会の議題に関する事項
- ・取締役会を支える体制に関する事項

2023年度に係る実効性評価では、各評価項目について概ね適切であり、取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。特に、昨年改善提案のあった中期課題に掲げた土木拡販報告の充実化や内部通報制度の認知度向上とハラスメント防止対策の強化、安全・品質・コンプライアンス等に関するルールのさらなる現場浸透に向けた取り組み強化などについては確実に実行されたとの評価でした。一方で、取締役会の実効性をさらに高めていく課題として以下の提言がありました。

- ①社内取締役に対して、管掌外部分に関する意見を求める
- ②今後の女性取締役起用の検討
- ③事業並びに製品理解をより深めるための施工現場見学会や工場見学会の実施

これらを踏まえ、今後、取締役会の継続的な実効性向上に向けて、さらなる改善を進めてまいります。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	26,722,019	流 動 負 債	13,056,831
現金及び預金	629,312	支払手形及び買掛金	5,143,920
預け金	4,512,715	短期借入金	320,000
受取手形	26,524	前受金	3,716,915
売掛金	10,000,635	リース債務	2,729
電子記録債権	249,446	未払法人税等	261,982
商品及び製品	4,302,890	未払消費税等	27,148
仕掛品	1,030,882	未払金	2,537,270
原材料及び貯蔵品	3,384,482	賞与引当金	471,997
未収入金	2,294,431	受注損失引当金	362,476
その他	290,698	事業所閉鎖損失引当金	115,000
固 定 資 産	10,044,201	その他	97,391
有 形 固 定 資 産	7,418,043	固 定 負 債	391,214
建物及び構築物	1,909,305	長期借入金	10,000
機械装置及び運搬具	1,197,820	リース債務	3,625
土地	4,054,725	役員退職慰労引当金	79,330
リース資産	5,777	退職給付に係る負債	213,080
建設仮勘定	64,355	資産除去債務	83,695
その他	186,058	その他	1,483
無 形 固 定 資 産	36,888	負 債 合 計	13,448,046
その他	36,888	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	2,589,270	株 主 資 本	22,497,812
投資有価証券	1,569,669	資 本 金	3,352,250
退職給付に係る資産	142,270	資 本 剰 余 金	4,384,580
繰延税金資産	707,421	利 益 剰 余 金	14,789,674
その他	179,608	自 己 株 式	△28,691
貸倒引当金	△9,700	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	820,363
資 産 合 計	36,766,221	その他の有価証券評価差額金	789,112
		退職給付に係る調整累計額	31,250
		純 資 産 合 計	23,318,175
		負 債 純 資 産 合 計	36,766,221

連結損益計算書

(自 2023年 4月 1日)
(至 2024年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,910,057
売上原価	22,293,486
売上総利益	4,616,571
販売費及び一般管理費	2,785,437
営業利益	1,831,133
営業外収益	25,550
受取利息及び配当金	21,693
その他	3,857
営業外費用	4,667
支払利息	1,137
その他	3,529
経常利益	1,852,016
特別利益	5,229
固定資産売却益	5,229
特別損失	170,822
固定資産除売却損	95,198
事業所閉鎖損失	69,798
ゴルフ会員権評価損	5,090
投資有価証券評価損	735
税金等調整前当期純利益	1,686,424
法人税、住民税及び事業税	564,121
法人税等調整額	19,329
当期純利益	1,102,972
親会社株主に帰属する当期純利益	1,102,972

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2023年4月1日 残高	3,352,250	4,384,580	13,874,411	△28,670	21,582,571
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△187,709		△187,709
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,102,972		1,102,972
自 己 株 式 の 取 得				△21	△21
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	915,262	△21	915,240
2024年3月31日 残高	3,352,250	4,384,580	14,789,674	△28,691	22,497,812

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2023年4月1日 残高	278,251	23,373	301,624	21,884,196
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△187,709
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,102,972
自 己 株 式 の 取 得				△21
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	510,861	7,876	518,738	518,738
連結会計年度中の変動額合計	510,861	7,876	518,738	1,433,978
2024年3月31日 残高	789,112	31,250	820,363	23,318,175

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

すべての子会社（1社）を連結しております。

ジオファクト株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

・ 商品、製品、原材料、仕掛品
（未成工事支出金除く）、貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・ 仕掛品（未成工事支出金）

個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

イ. 有形固定資産

定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、NMセグメント等の製造に係る資産の内、特定のプロジェクトのみに係る機械装置等は、プロジェクトの期間を耐用年数とする定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. リース資産

・ 所有権移転外ファイナンス・

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

リース取引に係るリース資産

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を受注損失引当金に計上しております。

ニ. 事業所閉鎖損失引当金

事業所閉鎖に伴い発生すると見込まれる損失に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約について、以下の5つのステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループの売上収益は主としてセグメント・RC土木製品等の製品販売によるものであり、財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

製品の販売については、当該製品の着荷時点で収益を認識しております。これは、当該製品が着荷した時点で当社グループが物理的に占有した状態ではなくなることで、顧客による製品の検収が行われ、これに伴う顧客に対する対価の請求権が発生すること等から、その時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるとの判断に基づくものであります。

なお、契約条件又は顧客からの要請に基づき、出荷前に顧客による製品の検収が行われる(以下、「生産検収」という。)場合には、顧客に出荷するまで当社グループが当該製品の物理的占有を保持しているものの、その時点で収益を認識しております。セグメントを主とする当社グループの製品は土木工事向けの「プレキャスト製品」であり、工事現場においてはコンクリートの現場打ちが不要となり短工期で施工される一方、当社グループにおける製造には一定の期間を要することから、工事工程に先行した製造を行い在庫を確保することが必要となるため、製造が完了した時点で生産検収が実施されることが定着しております。生産検収の対象となる製品については、このような合理的な理由があることに加え、顧客による製品の検収やこれに伴う対価の請求権の獲得等から、生産検収時点で製品への支配が顧客に移転し履行義務が充足されるとの判断に基づき、その時点で収益を認識しております。なお、生産検収の対象となる製品は、区分管理を行っており、顧客からの指示に応じて出荷可能な状態となっております。また、当該製品は、その性質上、当社グループによる使用又は他の顧客に転用できるものではありません。

収益は、値引き及び割戻しがある場合には、それらを受領する対価から控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に回収しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
セグメント	16,918,204
RC土木	8,518,704
その他	1,473,148
顧客との契約から生じる収益	26,910,057

(2) 顧客との契約から生じた収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (3) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、該当がありません。

契約負債は、主として一部の製品の販売に関連して顧客から受け取る前受金であり、連結貸借対照表上、流動負債の前受金として表示しております。また、製品の着荷による収益の認識に伴い取り崩されま

す。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首 (2023年4月1日)	当連結会計年度末 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	7,021,681	10,276,606
契約負債	3,548,383	3,697,638

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は77,034千円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務の残存期間別の残高は次のとおりであります。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない変動対価の額等はありません。

(単位：千円)

	当連結会計年度末 (2024年3月31日)
1年以内	21,987,097
1年超	36,919,104
合計	58,906,202

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(1) 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

繰延税金資産の認識

(2) 当連結会計年度に計上した金額

707,421千円

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、公共工事投資の動向を踏まえたセグメント・RC土木製品の需要予測に基づく将来の事業計画を根拠とした課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の需要予測の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 15,705,415千円

(2) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

支払手形 55,077千円

設備関係支払手形（流動負債その他） 1,935千円

5. 連結損益計算書に関する注記

特別損失に計上されている事業所閉鎖損失は、子会社であるジオファクト株式会社和泉事業所の閉鎖に伴う損失69,798千円であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	31,530,000株	—	—	31,530,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	245,033株	68株	—	245,101株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2023年6月28日開催の第54回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 187,709千円
- ・ 1株当たり配当額 6.0円
- ・ 基準日 2023年3月31日
- ・ 効力発生日 2023年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2024年6月26日開催の第55回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 344,133千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 11.0円
- ・ 基準日 2024年3月31日
- ・ 効力発生日 2024年6月27日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資産運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程及び与信管理要領に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、預け金、受取手形、売掛金、電子記録債権、未収入金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,553,543	1,553,543	—
(2) 長期借入金 (1年内返済長期借入金を含む)	(60,000)	(59,954)	(△45)

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	16,126

これらについては、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 投資有価証券

その他有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

(2) 長期借入金（1年内返済長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 745円35銭

(2) 1株当たり当期純利益 35円26銭

(注) 連結計算書類中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております（1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入）。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	26,065,176	流動負債	12,976,568
現金及び預金	40,590	支払手形	511,191
預受金	4,512,715	買掛金	4,608,411
受取手形	26,524	短期借入金	270,000
電子記録債権	9,985,241	1年内返済予定の長期借入金	50,000
商品	249,446	未払法人税等	2,564,571
仕原貯材	843,889	未払消費税等	260,197
前未収の費用	3,491,976	前払消費税等	17,362
掛材蔵入	979,531	前受り金	3,716,915
掛材蔵入	1,451,400	賞与引当金	166,232
掛材蔵入	1,925,308	受注損失引当金	362,476
掛材蔵入	111,044	受取の債権	81,088
掛材蔵入	2,268,814	固定負債	395,681
掛材蔵入	178,692	長期借入金	10,000
固定資産	9,740,276	役員退職慰労引当金	77,620
有形固定資産	6,666,298	退職給付引当金	221,462
建物	1,135,550	退職給付除去債権	81,973
構築物	758,684	その他	4,625
機械及び装置	1,166,517	負債合計	13,372,249
車両及び運搬具	18,610	純資産の部	
工具及び備品	184,063	株主資本	21,496,348
土工	3,332,738	資本金	3,352,250
建設仮勘定	64,355	資本剰余金	4,384,580
その他	5,777	資本準備金	2,868,896
無形固定資産	36,805	その他資本剰余金	1,515,683
ソフトウェア	18,795	利益剰余金	13,877,968
ソフトウェア	950	利益準備金	169,115
その他	17,059	その他利益剰余金	13,708,852
投資その他の資産	3,037,172	固定資産圧縮積立金	21,040
投資有価証券	1,562,869	別途積立金	3,900,000
関係会社株	159,700	繰越利益剰余金	9,787,812
出資	50,110	自己株式	△118,449
長期前払費用	10,901	評価・換算差額等	936,854
前年税金	115,598	その他有価証券評価差額金	936,854
繰延税金	1,029,332	純資産合計	22,433,203
倒引当金	118,361	負債純資産合計	35,805,453
貸倒引当金	△9,700		
資産合計	35,805,453		

損益計算書

(自 2023年 4月 1日)
(至 2024年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,545,873
売上原価	22,143,128
売上総利益	4,402,745
販売費及び一般管理費	2,613,272
営業利益	1,789,473
営業外収益	23,464
受取利息及び配当金 その他	21,553 1,911
営業外費用	4,751
支払利息 その他	1,222 3,529
経常利益	1,808,185
特別利益	5,164
固定資産売却益	5,164
特別損失	101,024
固定資産除売却損 ゴルフ会員権評価損 投資有価証券評価損	95,198 5,090 735
税引前当期純利益	1,712,326
法人税、住民税及び事業税	562,308
法人税等調整額	21,009
当期純利益	1,129,007

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
						固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2023年4月1日 残高	3,352,250	2,868,896	1,515,683	4,384,580	169,115	21,516	3,900,000	8,846,037	12,936,670
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△476		476	－
剰 余 金 の 配 当								△187,709	△187,709
当 期 純 利 益								1,129,007	1,129,007
自己株式の取得									－
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△476	－	941,774	941,298
2024年3月31日 残高	3,352,250	2,868,896	1,515,683	4,384,580	169,115	21,040	3,900,000	9,787,812	13,877,968

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2023年4月1日 残高	△118,427	20,555,072	425,993	425,993	20,981,065
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
剰 余 金 の 配 当		△187,709			△187,709
当 期 純 利 益		1,129,007			1,129,007
自己株式の取得	△21	△21			△21
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)		－	510,861	510,861	510,861
事業年度中の変動額合計	△21	941,276	510,861	510,861	1,452,137
2024年3月31日 残高	△118,449	21,496,348	936,854	936,854	22,433,203

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------------------|--|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② 有価証券 | |
| ・ 其他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ③ 棚卸資産 | |
| ・ 商品、製品、原材料、仕掛品（未成工事支出金除く）、貯蔵品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定） |
| ・ 仕掛品（未成工事支出金） | 個別法による原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- | | |
|------------------------------|--|
| ① 有形固定資産
（リース資産を除く） | 定額法によっております。
なお、NMセグメント等の製造に係る資産の内、特定のプロジェクトのみに係る機械装置等は、プロジェクトの期間を耐用年数とする定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産 | |
| ・ 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ・ その他の無形固定資産 | 定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | |
| ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を受注損失引当金に計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は、以下のとおりです。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について、以下の5つのステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社の売上収益は主としてセグメント・RC土木製品等の製品販売によるものであり、財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

製品の販売については、当該製品の着荷時点で収益を認識しております。これは、当該製品が着荷した時点で当社が物理的に占有した状態ではなくなることで、顧客による製品の検収が行われ、これに伴う顧客に対する対価の請求権が発生すること等から、その時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたとの判断に基づくものであります。

なお、契約条件又は顧客からの要請に基づき、出荷前に顧客による製品の検収が行われる(以下、「生産検収」という。)場合には、顧客に出荷するまで当社が当該製品の物理的占有を保持しているものの、その時点で収益を認識しております。セグメントを主とする当社の製品は土木工事向けの「プレキャスト製品」であり、工事現場においてはコンクリートの現場打ちが不要となり短工期で施工される一方、当社における製造には一定の期間を要することから、工事工程に先行した製造を行い在庫を確保することが必要となるため、製造が完了した時点で生産検収が実施されることが定着しております。生産検収の対象となる製品については、このような合理的な理由があることに加え、顧客による製品の検収やこれに伴う対価の請求権の獲得等から、生産検収時点で製品への支配が顧客に移転し履行義務が充足されたとの判断に基づき、その時点で収益を認識しております。なお、生産検収の対象となる製品は、区分管理を行っており、顧客からの指示に応じて出荷可能な状態となっております。また、当該製品は、その性質上、当社による使用又は他の顧客に転用できるものではありません。

収益は、値引き及び割戻しがある場合には、それらを受領する対価から控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に回収しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じた収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

- (1) 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

繰延税金資産の認識

- (2) 当事業年度に計上した金額

後述の「7. 税効果会計に関する注記」に記載しております。

- (3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、公共工事投資の動向を踏まえたセグメント・RC土木製品の需要予測に基づく将来の事業計画を根拠とした課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の需要予測の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 15,332,182千円

- (2) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

支払手形 55,077千円

設備関係支払手形（流動負債その他） 1,935千円

- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 4,615,096千円

② 短期金銭債務 394,110千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	6,118,312千円
② 仕入高	2,036,066千円
③ 出向者負担金の受入額	18,979千円
④ 営業取引以外の取引高	3,612千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末の株式数
普通株式	31,530,000株	—	—	31,530,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末の株式数
普通株式	245,033株	68株	—	245,101株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	(千円)
退職給付引当金	67,811
役員退職慰労引当金	23,767
未払事業税	9,743
賞与引当金	112,718
減価償却費	214,630
減損損失	46,409
棚卸資産評価損	27,739
資産除去債務	25,100
前受金調整	1,069,371
受注損失引当金	110,990
その他	153,287
繰延税金資産小計	1,861,570
評価性引当額	△372,880
繰延税金資産合計	1,488,690
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	10,240
その他有価証券評価差額金	413,469
前払年金費用	35,396
資産除去債務	252
繰延税金負債合計	459,358
繰延税金資産の純額	
固定資産－繰延税金資産	1,029,332

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の 名称・住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有割合 (%)	関 係 内 容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	日本製鉄(株) 東京都 千代田区	419,524,979	鉄鋼の 製造 及び 販売	(被所有) 直接 40.7 間接 4.3 計 45.0	兼任 あり 転籍 あり	土木製 品の受 託製造	土木製品 の受託製造 (注1)	6,118,312	売掛金	87,294
									前受金	73,879
						資金の 預託先	CMS預け金 (注2)	2,600,471	預け金	4,512,715
	受取利息 (注2)	3,528								

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引については、個別交渉の上決定しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の預託については、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）利用契約を締結し、市場金利を勘案して決定しております。なお、取引の実態を明瞭に開示するため、CMS預け金の取引金額は純額表示としております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称・住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ジオファクト(株) 埼玉県東松山市	30,000	コンクリート製品の製造	(所有)直接100.0	兼任あり	当社製品の製造	当社製品の製造(注)	2,036,066	買掛金	29,510
									未払金	210,287

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記取引については、個別交渉の上決定しております。

(3) 同一の親会社をもつ会社及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称・住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社をもつ会社	日鉄ファイナンス(株) 東京都千代田区	1,000,000	金銭の貸付、金銭債権の買取	—	—	手形等の譲渡先	手形等の譲渡(注1)	2,955,741	未収入金	2,182,686
						債権の譲渡先	債権の譲渡(注2)	1,211,000		
	日鉄物産(株) 東京都中央区	16,389,059	鉄鋼、産機・インフラ、食糧、繊維その他の商品の販売及び輸出入業	(被所有)直接2.7	—	土木製品の販売並びに資材の仕入	土木製品の販売(注3)	1,171,785	売掛金	800,122
							資材の仕入(注3)	1,648,915	買掛金	589,299
								未払金	2,249	

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
手形・でんさいの譲渡については、手形・でんさい売買基本契約書を締結し、額面金額にて譲渡を実施しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
債権の譲渡については、売掛債権売買基本契約書を締結し、債権金額にて譲渡を実施しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記取引については、個別交渉の上決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 717円6銭
- (2) 1株当たり当期純利益 36円9銭

(注) 計算書類中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております(1株当たり情報については表示単位未満を四捨五入)。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

ジオスター株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 文隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富山 貴広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジオスター株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジオスター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

ジオスター株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 文隆
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富山 貴広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジオスター株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている親会社等との間の取引に関する事項（会社法施行規則第118条第5号イに定める留意した事項及び同号ロに定める判断及び理由）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

ジオスター株式会社 監査役会

常勤監査役	松	木	正	裕	㊟
監査役	中	西	謙	介	㊟
社外監査役	安	達	次	郎	㊟
社外監査役	服	部	両	一	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社グループは適正な利潤の確保に努め、健全な発展と持続性を目指し、収益状況に対応した適正な配当維持に努力することを基本方針としております。また内部留保を充実し、企業体質の強化と将来の事業展開に備えたいと考えております。収益状況に対応した適正な配当の指標としては、連結配当性向年間30%程度を目安といたします。

かかる方針を踏まえまして、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金11円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は344,133,889円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ほつ た ゆたか 堀 田 穰 (1966年5月19日生)	1990年4月 新日本製鐵株式會社（現日本製鐵株式会社）入社 2012年10月 同社薄板事業部薄板営業部建材薄板室長 2016年4月 同社広畑製鐵所工程業務部長 2018年4月 同社建材事業部建材営業部長 2018年6月 当社取締役（2021年6月退任） 2021年4月 日本製鐵株式会社厚板・建材事業部建材開発技術部部長 2022年4月 同社参与大阪支社副支社長 2023年4月 当社常任顧問 2023年6月 当社取締役副社長 2024年4月 当社代表取締役社長 (現任)	3,200株
2	は やま しんご 端 山 眞 吾 (1958年8月22日生)	1982年4月 新日本製鐵株式會社（現日本製鐵株式会社）入社 2006年4月 同社大分製鐵所生産管理部部長 2009年4月 同社上海事務所長 2012年10月 住友金属工業株式会社との経営統合により新日鐵住金株式会社となる 同社物流部長 2015年4月 同社参与物流部長 2017年4月 当社常任顧問 2017年6月 当社代表取締役社長 2024年4月 当社取締役相談役 (現任)	20,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	たかまつ よしのり 高松 芳徳 (1962年8月29日生)	1985年4月 当社入社 2013年4月 当社技術エンジニアリングサポートセンター長(部長) 2016年4月 当社参与技術統括本部技術部長 2017年4月 当社執行役員技術統括本部技術部長 2019年4月 当社執行役員技術統括副本部長兼同本部本社技術チームリーダー 2021年4月 当社執行役員技術部長 2021年6月 当社取締役執行役員技術部長 2022年4月 当社取締役常務執行役員技術部長 (現任)	6,000株
4	さくま やすし 佐久間 靖 (1966年11月18日生)	1992年5月 当社入社 2016年4月 当社営業統括本部本社営業部長 2016年12月 当社経営管理本部海外事業・関係会社管理チーム部長待遇 GEOSTR-RV PTE. LTD. 出向 同社代表取締役兼GEOSTR RV(M)SDN. BHD.代表取締役 2019年10月 当社参与営業統括本部本社営業チームリーダー 2020年4月 当社執行役員営業統括副本部長兼同本部本社営業チームリーダー 2020年10月 当社執行役員営業部長 2021年6月 当社取締役執行役員営業部長 2024年4月 当社取締役常務執行役員営業部長 (現任)	7,800株
5	おお いし ひとし 大石 仁 (1968年6月27日生)	1992年4月 新日本製鐵株式會社(現日本製鉄株式会社)入社 2015年4月 同社機材調達部資材調達第二室長 2021年4月 同社総務部部長代理兼総務部総務室部長代理兼デジタル改革推進部部長代理 2022年4月 当社経営管理本部総務部長(参与待遇) 2022年6月 当社執行役員経営管理本部総務部長 2023年4月 当社執行役員管理本部長 (現任)	6,000株
6	と き あつ し 土岐 敦司 (1955年5月19日生)	1983年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)(現任) 1989年4月 奥平・土岐法律事務所パートナー 1997年4月 明哲綜合法律事務所代表 2001年12月 株式会社丸山製作所社外監査役 2008年3月 成和明哲法律事務所パートナー 2015年12月 株式会社丸山製作所社外取締役監査等委員(現任) 2016年6月 味の素株式会社社外監査役 2016年6月 当社取締役(現任) 2018年9月 明哲綜合法律事務所代表(現任) 2021年6月 味の素株式会社社外取締役監査委員会委員長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社丸山製作所社外取締役監査等委員 味の素株式会社社外取締役監査委員会委員長	— 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	くわ やま しょう し 葉山 章 司 (1956年4月15日生)	1979年 4月 丸紅株式会社入社 2003年 4月 同社非鉄金属部長 2008年 4月 同社執行役員金属資源部門長代行 2012年 6月 同社代表取締役常務執行役員金属部門管掌役員 2018年 6月 丸紅建材リース株式会社代表取締役社長 2021年 6月 同社顧問 2022年 6月 同社顧問退任 2023年 6月 当社取締役(現任) 2023年 6月 神東塗料株式会社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 神東塗料株式会社社外監査役	— 株
8	お がさ わら かおる こ 小笠原 薫 子 (1965年8月23日生)	1999年 5月 公認会計士登録 1999年 7月 プライスウォーターハウスクーパース税務事務所(現PwC税理士法人) 移籍 2003年10月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2012年 7月 小笠原会計(公認会計士・税理士)事務所開設 所長(現任) 2015年 8月 株式会社オガサワラアンドカンパニー設立 代表取締役(現任) 2022年11月 草加商工会議所監事(現任)	— 株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 堀田稯、端山真吾及び大石仁の3氏は、過去10年間に当社の親会社である日本製鉄株式会社の業務執行者であったことがあります。3氏の日本製鉄株式会社における地位及び担当につきましては、略歴に記載のとおりであります。
3. 土岐敦司、葉山章司及び小笠原薫子の3氏は、社外取締役候補者であります。3氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
4. 候補者土岐敦司氏は、当社の特定関係事業者である日鉄テックスエンジニアリング株式会社の社外監査役であります。
5. 土岐敦司氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を行うのに適任であることから、2016年6月から社外取締役として、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化を図っていただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、上記の理由から、客観的かつ法的見地からの監督とアドバイスをいただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6. 土岐敦司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
7. 当社と土岐敦司、葉山章司の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は法令の定める額としております。本定時株主総会において両氏が再選され再任した場合は、同契約を継続する予定であります。
8. 葉山章司氏を社外取締役候補者とした理由は、丸紅建材リース株式会社の代表取締役社長を務められるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営体制のさらなる強化に向けた助言や意見をいただくことが期待されることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
9. 葉山章司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
10. 小笠原薫子氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、公認会計士としての豊富な経験と幅

広い知識を活かし、当社の経営体制のさらなる強化に向けた助言や意見をいただくことが期待されることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

11. 当社と小笠原薫子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任額は法令の定める額といたします。
12. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
13. 当社は、大石仁氏、小笠原薫子氏の選任が承認された場合には、当社と会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。
14. 当社は、堀田稷氏、端山真吾氏、高松芳徳氏、佐久間靖氏、土岐敦司氏及び柴山章司氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各候補者の再任が承認された場合は、各氏との間で当該補償契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役松木正裕氏及び安達次郎氏は、本総会終結の時をもって辞任され、また、監査役服部両一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の坂森直人氏は、退任監査役松木正裕氏の補欠として、池内浩氏は、退任監査役安達次郎氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、前任者の任期の残任期間となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	さか もり なお と 坂 森 直 人 (1962年7月17日生)	1986年4月 2002年4月 2008年7月 2010年6月 2017年6月 2018年4月 2021年6月 2024年5月	住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社）入社 同社鋼板・建材カンパニー建材営業部東京住宅建材室長 住金スチール株式会社（現日鉄スチール株式会社）出向営業部次長 同社営業部長 同社取締役 同社へ移籍取締役 同社監査役（現任） 当社非常勤顧問（現任）	— 株
2	いけ うち ひろし 池 内 浩 (1968年12月31日生)	1992年4月 2009年5月 2018年4月 2019年4月 2023年4月 2024年4月	株式会社熊谷組入社 同社社長室課長 同社経営企画本部経営企画部企画Gグループ部長 同社経営企画本部経営企画部部長 同社管理本部人事総務部部长 同社管理本部人事部部长（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社熊谷組管理本部人事部部长	— 株
3	はっ どり りょう いち 服 部 両 一 (1961年8月1日生)	1985年4月 2002年4月 2011年4月 2013年7月 2016年4月 2022年3月 2023年6月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 株式会社みずほフィナンシャルグループ統合リスク管理部参事役 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）統合リスク管理部副部长 株式会社みずほ銀行業務監査部監査主任 証券取引等監視委員会証券検査官 同会退官 当社監査役（現任）	— 株

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 坂森直人氏は、現在当社の親会社の子会社である日鉄スチール株式会社の監査役であり、過去10年間にわたっても同社の業務執行者でありました。同氏の日鉄スチール株式会社における地位及び担当につきましては、略歴に記載のとおりであります。

3. 坂森直人氏は日鉄スチール株式会社の監査役を2024年6月に退任予定であります。

4. 池内浩、服部両一の両氏は社外監査役候補者であります。両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補

- 者であります。
5. 池内浩氏を社外監査役候補者とした理由は、長きにわたり株式会社熊谷組経営企画部門での経験を重ねてきており、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 6. 服部両一氏を社外監査役候補者とした理由は、長きにわたり金融機関に在籍し、監査業務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 7. 当社と服部両一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は法令の定める額としております。本定時株主総会において同氏が再選され再任した場合は、同契約を継続する予定であります。
 8. 当社と坂森直人、池内浩の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任額は法令の定める額といたします。
 9. 当社は、保険会社との間で監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
 10. 当社と服部両一氏は、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しており、本定時株主総会において同氏が再選され再任した場合は、同契約を継続する予定であります。
 11. 当社は、坂森直人氏、池内浩氏の選任が承認された場合には、当社と会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2023年6月28日開催の第54回定時株主総会において補欠監査役に選任された青田 容氏から、補欠監査役としての地位を辞任する旨の申し出があったため、当社は、監査役会の同意を得て、2024年5月15日開催の取締役会の決議により、2024年6月26日付でその選任を取り消すことといたしました。これに伴い、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、小山裕司氏は全ての社外監査役の補欠として選任するものであります。また、監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までといたします。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
こやま ゆう し 小山裕司 (1967年1月26日生)	1990年4月 2001年10月 2002年8月 2006年8月 2011年5月 2016年1月 2022年8月	ミサワリゾート株式会社 (現リソルホールディングス株式会社) 入社 社会保険労務士登録 KOYAMA社会保険労務士事務所開設 合同会社サンクス・サポート (現SolveHR株式会社) 設立 代表社員 特定社会保険労務士登録 KOYAMA社会保険労務士法人設立 代表社員 (現任) SolveHR株式会社 代表取締役 (現任)	— 株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小山裕司氏は、社外監査役の補欠として選任するものであり、就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
3. 小山裕司氏を社外監査役の補欠として選任した理由は、長年の社会保険労務士としての経験に培われた知識を、同氏が監査役に就任された場合に、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 小山裕司氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額といたします。
5. 小山裕司氏が監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する旨の同項に規定する補償契約を締結する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により補填することとしております。小山裕司氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役松木正裕氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴	
まつき まさひろ 松 木 正 裕	2022年6月	当社監査役 現在に至る

以 上

(ご参考) 取締役及び監査役のスキル・マトリックス

当社の取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に的確かつ迅速に対応しうる最適な規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性・職歴・年齢のバランスや多様性を考慮した役員構成にすることとしております。

【第2号議案、第3号議案が承認された場合の経営体制】

	氏 名	役員が有する知見・経験													
		企業 経営	営業・ マーケ ーテ ィング	技術 研究	製造・ 品質 管理	財務 会計	人事 労働	法務・ コンプラ イアンス	国際性	ESG	リスク 管理				
取締役	堀田 穰		●					●	●	●	●				
	端山 真吾	●	●				●		●						
	高松 芳徳			●	●					●					
	佐久間 靖		●						●						
	大石 仁		●				●	●		●	●				
	土岐 敦司	<table border="1"><tr><td>社</td><td>外</td></tr><tr><td>独</td><td>立</td></tr></table>	社	外	独	立						●			●
	社	外													
	独	立													
栗山 章司	<table border="1"><tr><td>社</td><td>外</td></tr><tr><td>独</td><td>立</td></tr></table>	社	外	独	立	●	●					●		●	
社	外														
独	立														
小笠原 薫子	<table border="1"><tr><td>社</td><td>外</td></tr><tr><td>独</td><td>立</td></tr></table>	社	外	独	立					●				●	
社	外														
独	立														
監査役	坂森 直人		●								●				
	中西 謙介		●				●	●		●	●				
	池内 浩	<table border="1"><tr><td>社</td><td>外</td></tr><tr><td>独</td><td>立</td></tr></table>	社	外	独	立					●	●			●
	社	外													
独	立														
服部 両一	<table border="1"><tr><td>社</td><td>外</td></tr><tr><td>独</td><td>立</td></tr></table>	社	外	独	立					●	●			●	
社	外														
独	立														

以上

